

環境農林水産常任委員会会議録

平成26年 4 月25日

場 所 第4委員会室

平成26年 4 月 25 日 (金曜日)

午前10時 1 分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成26年度「林業公社のあり方」の検討について
- ・エコクリーンプラザみやぎの焼却溶融施設における爆発事故について
- ・熊本県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う環境森林部の対応状況について
- ・平成25年の素材(丸太)生産量について
- ・日豪EPA交渉の大筋合意について
- ・口蹄疫終息後の県内家畜飼養頭数の状況等について
- ・豚流行性下痢(PED)の発生状況等について
- ・高病原性鳥インフルエンザへの対応状況等について
- ・口蹄疫埋却地の再生整備状況について

出席委員(8人)

委員	長	内村仁子
副委員	長	清山知憲
委員		緒嶋雅晃
委員		蓬原正三
委員		丸山裕次郎
委員		井上紀代子
委員		重松幸次郎
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	徳永三夫
環境森林部次長 (総括)	福田裕幸
環境森林部次長 (技術担当)	森房光
部参事兼 環境森林課長	川添哲郎
みやぎきの森林 づくり推進室長	西山悟
環境管理課長	上山伸二
循環社会推進課長	神菊憲一
自然環境課長	水垂信一
森林経営課長	那須幸義
山村・木材振興課長	福満和徳
みやぎきスギ 活用推進室長	石田良行
林業技術 センター所長	河野憲二
木材利用技術 センター所長	飯村豊
工事検査監	下沖誠

農政水産部

農政水産部長	緒方文彦
農政水産部次長 (総括)	興梠正明
農政水産部次長 (農政担当)	郡司行敏
農政水産部次長 (水産担当)	山田卓郎
畜産新生推進局長	中田哲朗
部参事兼 農政企画課長	向畑公俊
ブランド・ 流通対策室長	甲斐典男
地域農業推進課長	大久津浩

連携推進室長	戎井靖貴
営農支援課長	後藤俊一
農業改良対策監	児玉良一
食の消費・安全推進室長	和田括伸
農産園芸課長	日高正裕
農村計画課長	原守利
畑かん営農推進室長	甲斐康真
農村整備課長	河野善充
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	田原健
漁村振興課長	日向寺二郎
漁港整備対策監	川越克彦
畜産振興課長	坊園正恒
家畜防疫対策課長	久保田和弘
工事検査監	竹下裕一郎
総合農業試験場長	井上裕一
県立農業大学校長	山内年
水産試験場長	神田美喜夫
畜産試験場長	西元俊文

事務局職員出席者

議事課主査	松本英治
議事課主査	大山孝治

○内村委員長 それでは、ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおり

でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることにしたいと考えております。今、申し上げた要領で執行部の入れかえを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○内村委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が新たに環境農林水産常任委員会委員に選任されたところでございます。私は、このたび委員長に選任されました都城市選出の内村仁子でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

今回、このようにして8人が委員になりましたけれども、これから皆様方と協議しながら、いろいろとまた教えていただきながら私どもも勉強してまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、座って説明いたします。

次に、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の清山副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の井上委員でございます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の大山主査でございます。

副書記の松本主査でございます。

次に、環境森林部長の挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をお願いいたします。

○徳永環境森林部長 環境森林部長の徳永でございます。私も、3年間、出先に出ておりました。非常に緊張しておりますが、よろしく願いしたいというふうに思います。

私ども環境森林部は、地球温暖化のような地球規模から、ごみ処理といった身近な生活環境に至るまで広範で複雑な環境分野と、依然と厳しい状況にはありますが中国木材の日向工場の立地、さらには木質バイオマスが新たに本年度稼働するという事で、少しは明るい兆しが出てきております森林・林業・木材産業を担っていくことになっております。

本年度も職員が一丸となって、本県の環境の保全、また森林・林業・木材産業の振興に前向きに取り組んでいこうと考えておりますので、内村委員長、清山副委員長を初め、委員の皆様方にはいろいろと御指導と御支援をお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以下については座って説明をさせていただきます。

それでは、私のほうからは、お手元に配付しております委員会資料によりまして、部の概要

等を説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

平成26年度環境森林部幹部職員名簿でございます。紹介をさせていただきます。

総括次長の福田でございます。

技術担当次長の森でございます。

部参事兼環境森林課長の川添でございます。

みやざきの森林づくり推進室長の西山でございます。

環境管理課長の上山でございます。

循環社会推進課長の神菊でございます。

自然環境課長の水垂でございます。

森林経営課長的那須でございます。

山村・木材振興課長の福満でございます。

みやざきスギ活用推進室長の石田でございます。

工事検査課、工事検査監の下沖でございます。

林業技術センター所長の河野でございます。

木材利用技術センター所長の飯村でございます。

なお、課長補佐以下の紹介につきましては、名簿でかえさせていただきます。

次に、2ページから3ページをお開きください。本年度の部の執行体制をお示ししております。

本年度の組織改正といたしましては、2ページの右、上段に下線を引いておりますが、環境森林課において、太陽光やバイオマスなど、本県の恵まれた地域資源を活用した環境新エネルギー先進地づくりをより一層推進するために、昨年度までの地球温暖化対策担当を温暖化・新エネルギー対策担当に改正したところであります。

次に、4ページをお開きください。平成26年度の部の歳出予算についてであります。

この表は、部の一般会計、特別会計について、歳出予算を課別に集計したものであります。平成26年度当初予算Aの列の一番下、合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせて部の歳出予算といたしまして263億2,818万9,000円で、昨年度、平成25年度の当初予算Bと比較いたしますと、前年度対比で97.7%となっております。

次に、5ページから6ページをごらんください。今年度の部の重点推進事業についてであります。

これは、県の総合計画のアクションプランにあります重点施策のプログラムの区分ごとに、主な事業を掲載したものであります。5ページの上段にあります1の危機事象への対応と再生・復興プログラム、中段より少し上にあります2の環境・新エネルギー先進地づくりプログラム、6ページの中段にあります3の観光交流・海外展開プログラム、その少し下にあります4の持続可能な地域づくりプログラム、これらのプログラムに沿って各事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、7ページ以降の主な新規・重点事業及びその他報告事項につきましては、それぞれの担当課・室長が御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○川添環境森林課長 私のほうからは、新規・重点事業の1点について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。水源地域保全推進事業についてでございます。

本事業は、1の事業目的・背景にありますとおり、水源地域の重要性や本年3月に制定されました宮崎県水源地域保全条例の普及啓発・周知等を行う事業でございます。

条例の制定の背景につきましては、大変恐縮ですが、右側の8ページをごらんください。上のほうの丸印のところにありますとおり、外国資本による森林買収の問題を契機としました森林などの土地取引に係ります条例制定の動きが全国的に拡大していること、また県議会から条例制定についての御提言をいただいたことなどを背景としております。

資料の中ほどにあります条例の概要につきましては、①、②、③とございますが、県が指定します水源地域内の土地取引に係る事前届け出制度の創設と、水源地域の保全を図るための助言の実施等を内容としております。

再度、7ページをごらんください。2の事業の概要の(4)の事業内容でございます。

本事業では、①にありますとおり、水源地域の保全の重要性や制度の普及啓発を図るため、シンポジウムの開催やパンフレットの配布等を行うことにしておりますが、関係者のみならず、県民に広く周知してまいりたいというふうに考えております。

また、②にありますとおり、届け出者に対する適切な助言等についても努めてまいります。

3の事業効果としましては、水源地域の保全の重要性に対する県民等の理解が深まり、条例に基づく事前届け出制度が適切に運用されることによりまして、水源地域の水源涵養機能の維持が図られるものと考えております。

説明は以上でございます。

○西山みやぎきの森林づくり推進室長 私からは、新規・重点事業1件とその他報告事項1件を説明させていただきます。

まず、常任委員会資料の9ページをお開きください。林業公社費貸付金でございます。

1の事業目的・背景であります。林業公社

は、平成23年度に策定しました第3期経営計画の改定計画に基づき、公社自身の経営努力や利息の軽減などの経営改善に取り組んでいるところではありますが、その上で、なお不足する資金につきましては、県及び社員である12市町村において貸付金による支援を行い、林業公社の円滑な運営を図ることとしております。

2の事業の概要であります、(1) 予算額は、10億5,111万9,000円でございます。

(4)の事業内容ですが、日本政策金融公庫や市中銀行、県からの長期借入金の償還財源として、右のページにあります林業公社の収支不足を解消するための改善計画に基づき必要な資金を、具体的には、表の太線で囲んでおりますが、H26の欄の中ほどにあります3の(1) 県貸付金の増額分と、下から2段目、第3期経営計画における県貸付額を合わせた額、最下段にあります、10億5,111万9,000円を貸し付けるものであります。

9ページに戻っていただきまして、3の事業効果であります、林業公社の円滑な運営が図られることにより、分収林の適正な管理運営等を通じまして、公益的機能の維持・増進や山村地域の経済に寄与できるなど、森林整備法人としての役割を果たすことができるものと考えております。

続きまして、常任委員会資料の23ページをお開きください。その他の報告事項の林業公社のあり方の検討についてであります。

(1)の経緯にありますように、林業公社は、第3期経営計画を策定しまして経営改善に取り組んでいましたが、木材価格の低迷等によりまして資金不足が見込まれたことから、県では平成23年度に林業公社のあり方について検討を行い、12月に林業公社のあり方に関する県方針を

策定いたしました。その中で、①林業公社が公益性の面で高い役割が期待できることや、②県財政負担が最も少ないことなどを総合的に判断しまして、公社として存続させることとしたところでもあります。

また、この方針では、今後も木材価格や国の制度など社会情勢の変化を的確に把握し、経営状況について常に点検・評価を行うとともに、平成26年度において、状況に応じて廃止もしくは県営林化等を含めた見直しを行うこととしております。このため、今年度、林業公社のあり方について検討を行うものであります。

(2)の林業公社の経営状況ですが、公社は、県の方針を受けて策定しました第3期経営計画の改定計画に基づきまして経営改善に取り組んでいるところではありますが、表にありますように、平成24年度、25年度とも、改定計画で目標としております年度末資金残高は1億5,000万円ではありますが、平成24年度は2億1,500万円を確保でき、平成25年度も2億2,500万円を確保できる見込みとなっております、現時点では経営は順調であると考えております。

(3)の検討の体制ですが、①にありますように、大学教授や弁護士などの外部有識者等で構成する外部検討委員会を設置しまして、専門的な立場から幅広く意見をお伺いするとともに、②にありますように、庁内検討会議を設置し、①の外部検討委員会の意見等を踏まえまして検討を行うこととしております。

資料にありませんけれども、今後の予定ですが、5月に外部検討委員会による検討を開始し、段階を踏んで鋭意検討を行いまして、案の段階で、この常任委員会において報告いたしまして御意見等を伺った上で、遅くとも11月までには県方針を決定したいと考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

私からの説明は以上であります。

○**上山環境管理課長** 環境管理課からは、新規・重点事業1点を説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお開きください。単独処理浄化槽転換促進補助事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景にありますように、この事業は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、撤去に要する費用を助成し、合併処理浄化槽への転換の重要性をPRすることで、河川などの水質浄化を図るものでございます。

右の12ページをごらんください。

上の現状と課題のほうに記載しておりますけれども、単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽に比べ約8倍の環境負荷を与えておりまして、本県におきましては約14万6,000基の浄化槽の約6割に当たります約8万1,000基が単独処理浄化槽となっております。

ページの下に事業内容のイメージを載せておりますけれども、単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽へ転換する場合、撤去費用が約9万円ほどかかりますが、この9万円を基準額として、その3分の1を県が負担するものでございます。

11ページのほうにお戻りください。

2の事業概要にございますように、予算額は734万4,000円で、財源は一般財源でございます。

(5)の事業内容の①にありますように、撤去費用を市町村が助成した場合に補助を行うもので、今年度は240基を予定しております。また、あわせて、②にありますように、単独処理浄化槽の設置者に対して、チラシ等により啓発を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○**神菊循環社会推進課長** 続きまして、循環社会推進課からは、新規・重点事業1件、その他報告事項1件を御説明いたします。

まず、委員会資料の13ページをお開きください。公共関与支援事業につきましてでございます。

本事業は、廃棄物総合処理センター「エコクリーンプラザみやざき」の安全で安定した運営を支援し、県内処理体制の確立を図るものであります。

予算額は、合計で14億39万2,000円でございます。同プラザの運営管理主体である公益財団法人宮崎県環境整備公社に対しまして、(5)の内訳に記載のとおり、運営費補助金8,000万円、運営資金貸付金4億7,000万円、浸出水調整池補強工事費貸付金8億4,900万円を支援するものなどであります。

このうち、運営費貸付金4億7,000万円につきましては、右の14ページで御説明いたします。一番上の表をごらんください。

まず、自動車シュレッダーダストの搬入量の欄をごらんいただきますと、平成25年度は搬入が見込まれない状況であります。これは、昨年3月に発生しました焼却灰溶融炉の爆発事故の影響で溶融炉が停止し、リサイクルが可能なスラグの製造ができなくなりましたことから、施設としてのリサイクル率が低下し、これによりリサイクル率を重要視する自動車シュレッダーダストの搬入業者からの搬入がなくなったことによるものであります。

爆発事故につきましては、後ほど詳しく御説明いたします。

その下の、その他の産業廃棄物搬入量につきましては、企業に対して訪問や電話による営業

活動を行い約2割の増を見込んでおりますが、平成25年度の合計の見込みは前年比26.1%減となる3,683トンとなっております。

次に、その下の、環境整備公社(産廃事業)の収支でございます。平成25年度の欄をごらんください。③の産廃事業の収支は6,419万4,000円の黒字となっておりますが、④と⑤の金融機関等からの借入金償還金利息を差し引いた⑥の借入金償還後収支は1億2,760万円の赤字となっております。このため、平成24年度に貸し付けた⑧の県の運営費貸付金3億7,000万円をさらに差し引き、また、平成24年度の⑨の差し引き5,807万1,000円を加えた累計の収支は4億3,900万円余りの赤字となります。この金額に、年度末の資金不足解消のために必要な資金を含む金融機関等からの公社の借入金の総額は、⑦のとおり、4億7,000万円と見込まれることから、この金額を公社に貸し付けることとしたものであります。

次に、エコクリーンプラザみやぎきの焼却溶融施設における爆発事故について御説明いたします。24ページをお開きください。

先月末に宮崎県環境整備公社から事故調査報告書が公表されましたので、その概要等につきまして御説明いたします。

まず、事故の概要でございますが、昨年3月、焼却溶融施設内の灰溶融炉の傾動作業中に、2炉ある灰溶融炉のうち、1号炉において爆発事故が発生いたしました。火災も発生せず、負傷者もありませんでしたが、水砕槽等の設備が破損いたしました。

恐れ入りますが、26、27ページの図をごらんください。まず、施設の概要図でございます。

爆発事故は、左のページ下、マーカーで囲っておりますが、この焼却溶融施設内で発生いたしました。

続きまして、28、29ページをお開きください。焼却溶融施設の処理工程図でございます。

ページ中央の赤い部分が焼却炉であり、焼却灰は下の灰貯留槽に流れ、右上の除じんバグフィルターからの飛灰と合わせて、黄色マーカーで囲ってある灰溶融炉において高温で溶融、溶かされ、さらにその下の水砕槽で細かなガラス状のスラグ、溶融スラグなどを生成する施設でございます。これにより、ダイオキシン対策や焼却灰のリサイクル、最終処分場の延命化などを図るものでございます。

恐れ入りますが、24ページにお戻りください。公社の報告書の概要であります。

今回の事故は水蒸気爆発と判断されております。これは、非常に温度の高い物質と水が接触することにより、水が急激に気化され水蒸気となることにより発生する爆発現象のことですが、今回の事故は、溶融対象物である焼却灰等に含まれる塩化カルシウムなどの塩類が高濃度化していたことにより、溶融時に十分に揮散、蒸発されず、溶融炉内に溶けた状態の塩類、溶融塩が残留し、溶融炉を横に傾け溶融対象物を水砕槽に流れ落とす作業であります傾動時に、残留した溶融塩と溶融した焼却灰等である溶融メタルが出滓したことによるものであります。

右の25ページをごらんください。モデル図によって説明いたします。

左上の①にありますように、出滓した溶融塩と中央の溶融メタルは、水砕槽の中で蒸気膜に覆われた状態で共存しており、水蒸気爆発に至るには、この蒸気膜が崩壊し、高温の溶融メタルが直接水に接触する必要があります。②にありますように、融点よりも十分に高い高温で粘性も低く、水蒸気爆発しやすい溶融塩の蒸気膜が先に崩壊、水蒸気爆発をいたしまして、その

圧力波で溶融メタルの蒸気膜が崩壊しました。さらに、③にありますように、溶融メタルが微粒化し、④にありますように、微粒化した溶融メタルが次々に水蒸気爆発を引き起こしたものでございます。

24ページの②をごらんください。溶融炉内に溶融塩が残留した要因でございますが、溶融対象物中の塩濃度が高かったこと、焼却灰と飛灰の混合が不十分であったこと、灰が溶け切らないまま傾動を開始したことなどによるものでございます。

再発防止対策でございますが、塩濃度を低減するため、塩濃度の高い飛灰について、直接埋め立て等の溶融以外の処理を検討することとしております。

復旧費用及び工期であります。普及費用は約8億円、工期は約1年間となっております。

今後の予定でございますが、灰溶融炉は、設置当時、ダイオキシン対策や最終処分場の延命化等を図る上で必要ございましたが、機械設備や技術の進歩など、灰溶融炉に係る状況が変化しておりますことから、灰溶融炉による処理を前提としている地元対策協議会との公害防止協定に十分配慮しつつ、灰溶融炉の再稼働を判断する前に、その意義について県及び参画自治体、公社で再点検を行うこととしております。

当課からの説明は以上であります。

○水垂自然環境課長 それでは、自然環境課からは、新規・重点事業1件、その他報告事項1件について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料15ページをお開きください。有害鳥獣捕獲活動支援事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、この事業は各市町村の有害捕獲班による捕獲活動等

を市町村と共同で支援するものであります。

恐れ入りますが、右側の16ページの表をごらんください。

1は、野生鳥獣による農林作物の被害額の推移であります。平成24年度は被害額の算定方法を変更したこともあり、被害額は11億円を超えております。

また、2の捕獲数の推移にありますように、平成24年度の捕獲実績は、イノシシが約1万4,000頭、鹿が約1万9,000頭などとなっております。

左側の15ページに戻っていただきまして、2の事業の概要であります。予算額は2,029万8,000円、事業期間は25年度からの3カ年間です。(5)の事業内容ですが、①の有害鳥獣捕獲班活動支援事業では、県内26市町村が行う有害鳥獣捕獲活動について、また、②の野生猿特別捕獲班活動支援事業では、猿の被害の多い18の市町村が行う猿捕獲活動について助成することとしております。また、③の鳥獣保護区等周辺被害防止事業では、事業者が鳥獣保護区内やその周辺の農林地に設置する電気柵や箱わなの経費を助成することとしております。

本事業により、3の事業効果にありますように、有害鳥獣の個体数調整が図られ、農林作物の被害軽減につながるものと期待しております。

続きまして、資料の30ページをお開きください。

その他報告事項の3、熊本県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う環境森林部の対応状況についてでございます。

環境森林部では、(1)の野鳥対策と、右のページの(2)関係者への情報提供などに取り組んでおります。

まず、(1)の野鳥対策でございますが、4月13

日に環境省から、熊本県の発生農場周辺半径10キロメートルを野鳥監視重点区域に指定した旨の通知があり、本県の西米良村がその一部に入っていることを確認しましたことから、同日、西臼杵支庁、各農林振興局に対して、野鳥の監視体制を強化するよう通知したところでございます。

具体的には、野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアルに基づきまして、特に重点区域及びその周辺について、死亡野鳥の個体や衰弱などの異常個体の早期発見等の監視を強化すること及び市町村や鳥獣保護員に対して監視活動を強化するよう要請したところでございます。これまでのところ、異常は確認されておりません。

②のこれまでの取組状況は、今回の熊本県での発生とは関係なく、通常行っている取り組みでございます。アにありますように、渡り鳥の飛来状況調査を行い、県のホームページ上でも公開して情報を共有するとともに、イにありますように、野鳥のふんを回収して、ウイルス検査を定期的に行っているところでございます。

また、ウにありますように、死亡野鳥の回収、ウイルス検査を実施しております。25年度の検査の結果は、いずれも陰性でありました。

さらに、鳥獣保護員69名による巡視を行っておりますが、今後もこのような取り組みを通じて、野鳥からの感染を未然に防止する取り組みを進めてまいります。

次に、31ページをごらんください。

(2)の関係者への情報提供・協力依頼につきましては、①のとおり、環境森林部関連の県内27団体等に対し情報を提供するとともに、防疫について協力を依頼しました。

また、②のとおり、公共三部の部長名で、県

が発注する公共工事等の全ての受注者に対し、防疫措置の徹底を依頼したところでございます。

さらに、③のとおり、養鶏農場等へおが粉を供給する木材関係の事業者に対し、農場に立ち入る際は消毒などの防疫措置を徹底するよう依頼したところでございます。

説明は以上でございます。

○那須森林経営課長 森林経営課であります。当課からは、新規・重点事業を1点、御説明申し上げます。

常任委員会資料の17ページをお開きください。緑の青年就業準備支援事業についてであります。

この事業は、若者を中心とした新規就業者の確保を図るため、将来的には林業経営を担い得る有望な人材として期待される青年に対し、林業就業に必要な研修を行うとともに、研修生が安心して研修に専念できるよう給付金を給付するものであります。

2の事業の概要にありますように、予算額は1,950万円で、事業期間は27年度までの2カ年間、事業主体は県であります。

事業内容は、右のページの事業スキームをごらんください。

林業への就業希望者に対して、①の林業技術センターにおける座学や、②の林業事業体における実地研修など、林業就業に必要な研修を年間1,200時間以上行い、その間、研修生に対して月額12万5,000円の給付金を支給するものであります。

ただし、研修後1年以内に林業分野に就職することが条件でありまして、仮に就業しない場合は給付金を返還していただくことになります。

再度、左ページをごらんください。

(5)の事業内容であります。

①の研修事業は、林業担い手対策基金を財源

として研修を実施するものであります。②の給付金事業は、研修生への給付金として、国費を財源に10名分として1,500万円を予定し、③は給付事業等の推進事業で、国費を財源としております。

これまで、市町村や森林組合、林業事業体などに照会し、県のホームページ、広報、ハローワークにおいて募集を行った結果、初年度となる今年度は5名の応募があり、4月24日に林業技術センターにおいて開校式を行い、研修を開始したところであります。

本事業により、3の事業効果にありますように、林業に必要な知識や技術を習得した新規就業者が確保され、林業事業体等の経営が活性化するものと大きな期待をしておるところでございます。

森林経営課は以上でございます。

○福満山村・木材振興課長 私からは、新規・重点事業1件とその他報告事項1件を御説明いたします。

資料の19ページをお開きください。特用林産物振興対策についてであります。

1の事業目的等ではありますが、特用林産物の生産は本県林業産出額の約2割を占めるなど、山村地域の貴重な収入源であることから、特用林産物の生産振興、消費拡大を図り、生産者の所得向上等につなげるものであります。

2の事業の概要ではありますが、まず、しいたけ等特用林産物生産体制強化事業で、予算額は3,819万2,000円であります。

(5)の事業内容にありますように、①で生産者の団体等による増産体制構築のために必要な施設等の整備の支援や、原木シイタケ及び木炭生産技術員による新規参入者等に対する生産技術や経営指導等を行います。

また、②で生産コスト低減等に必要な施設整備等への支援や、③で生産意欲の高揚と技術向上のための干しシイタケ品評会等を実施いたします。

次に、20ページの、㊸「乾しいたけ消費・販路拡大緊急対策事業」で、予算額は501万9,000円であります。

(5)にありますように、①で県産干しシイタケの信頼確保のため、干しシイタケの産地表示調査等を実施するとともに、②では県産干しシイタケの消費販路拡大のため、県内ホテルなどで干しシイタケ料理を提供する「森の恵みフェスタ」を初め、小学生等を対象にした食育講座や、新たなメニューの提案を行う料理コンクールの開催に加えまして、大消費地等への販路拡大活動等への取り組みを支援いたします。

最後に、㊹「特用林産物新ブランド確立事業」で、予算額は140万円であります。

(5)にありますように、①で県産備長炭の統一ブランドを確立するための研修会開催や販売力強化を、②で山菜類の新たな栽培技術・知識習得のための研修会開催や販促活動等を支援します。

さらには、次に、みやぎきすぎ活用推進室長が御説明いたします森林整備加速化・林業再生事業において、シイタケの原木や種駒購入への支援等を行うこととしております。

これらの取り組みを通じまして、3の事業効果にありますように、干しシイタケ等特用林産物の生産振興や消費拡大によりまして、山村地域の所得向上に寄与できるものと考えております。

恐れ入りますが、委員会資料の最後、32ページをごらんください。

その他報告事項の4でございます。平成25年

の素材生産量について御説明いたします。

(1)の本県の状況にありますように、平成25年の本県のスギ素材生産量は156万4,000立方メートルで過去最高を記録し、本県のスギ素材生産量は、平成3年以降23年連続して全国一となっております。

(2)の素材生産量の表の、宮崎県の下から2段目の欄にございますように、対前年比111.4%となっております。また、素材生産量全体では171万3,000立方メートルで、(3)の本県の順位の総数の欄にございますように、北海道に次ぐ第2位で、これは平成12年以降14年連続となっております。

(4)の参考にございますが、本県のスギ生産の全国シェアは14.3%となっており、南九州4県では31.8%を占めております。

今後も、資源の充実や全国トップクラスの生産基盤等を背景に、素材生産量はさらにふえていくものと見込んでおりますので、引き続き県内外での需要拡大はもとより、海外への輸出促進などにも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石田みやざきスギ活用推進室長 私からは、新規・重点事業1件につきまして御説明申し上げます。

常任委員会資料の21ページをお開きください。森林整備加速化・林業再生事業についてでございます。

本事業につきましては、国の平成21年度の第1次補正予算によりまして事業が創設されて以来、数次にわたりまして基金の積み増しが行われてきたところでございます。

まず、1の事業目的・背景でございますが、本県の豊富な森林資源を循環利用し、林業の成

長産業化を図るため、素材生産、木材加工施設や木質バイオマス利用施設、木造公共施設等の整備、素材生産に必要な人材育成などのこれまでのメニューに加えまして、消費量の減少や価格の低迷などにより大変厳しい状況になってございます原木シイタケの再生回復のための取り組みについて新たに支援するものとなっております。

2の事業概要でございます。

予算額は35億946万2,000円でございます。財源につきましては、国の平成25年度第1次補正予算におきまして本県に配分されました補助金を県の森林整備加速化・林業再生基金に積み立てまして、この基金から34億9,983万4,000円と、県事務費の2分1相当額といたしまして一般財源から962万8,000円によりまして事業を実施することとしてございます。

事業内容でございます。(5)事業内容の①をごらんください。地域協議会運営推進費でございます。こちらにつきましては、市町村や林業木材産業の関係者で構成いたします協議会が県と協議しながら行う全体計画の策定、また事業計画の策定指導に係る支援、また県、市町村の事務費でございます。

次の②から⑥の各事業につきましては、この協議会で作成されました事業計画に基づいて実施されることとなります。

②から⑥の各事業の内容につきましては、右の22ページをごらんください。

こちらにございますように、左上、素材生産・木材加工施設等整備事業におきましては高性能林業機械、また木材加工施設等の整備を、右上の木質バイオマス加工・利用施設整備等事業におきましては木質バイオマスエネルギーの利用施設等の整備を、また、中段左側でございま

すが、木造公共施設等整備事業につきましては木造公共施設の整備のほか、また地域材の新規用途の開発、こういったものの支援を、右の森林・林業人材育成加速化事業におきましては素材生産に必要な人材育成等の支援を、下の原木しいたけ再生回復緊急対策事業につきましては、売れるしいたけの生産実証のための種駒ですとか原木の購入、また消費拡大のための取り組みに対しまして支援を行うこととしてございます。

事業効果でございますが、本事業に取り組むことによりまして持続的な林業経営、県産材の効率的な生産体制の構築、また原木シイタケの新たな需要の創出、林業・木材産業の成長産業化の実現などに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

説明は以上でございます。

○内村委員長 お疲れさまでした。執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○緒嶋委員 1つだけ伺います。

今、室長から説明されました森林整備加速化・林業再生事業、これがいろいろ経緯があって、返還したり、また予算化されたりということで、返還のときはちょっと心配をしましたが、26年度予算で、これだけまた配分があったということはありがたいわけですが、ただ、これが26年度までというような形になっておるわけです。この事業は、事業効果にもあるように、多面的な予算執行ができるわけです。期待感も大きいし、環境森林部予算の十数%にもなるわけですね、金額的には。そういうことであれば、これがやはり27年度以降に、いかに継続できるかというのが大きな環境森林部全体の問題、これは県全体の問題でもあるわけだが、そこ辺の取り組みというか、今後の対応というか。我々議会も、これはいろいろと要請活動もしなきゃ

いかんと思うんですけども、室長としてはどういうふうに将来を展望しておられるか。

○石田みやざきスギ活用推進室長 今、緒嶋先生のほうからも御指摘ございましたように、この事業は、森林・林業の再生、また木材産業の振興、また、今回につきましてはシイタケの振興ということで、大変使いやすい予算というふうに考えてございますし、我々、県の森林・林業・木材産業の振興のために欠くことのできない予算というふうに考えてございます。

委員御指摘のように、この事業につきましては、平成26年度が最終ということになってございます。この事業の延長ですとか継続、また拡充につきまして、私どもとして積極的に国のほうに働きかけをしてみたいというふうに考えてるところでございます。

○緒嶋委員 これはもう、ぜひ、部長を中心というか、知事を中心に全ての人が——これは宮崎県だけの問題じゃないわけで、これを継続することに、やはり中山間地の厳しさから、できるだけ対策をどう立てるかという一つの大きな柱にもなるわけですので、これはもう、ぜひ、県庁を挙げて、我々議会もですけども、意見書等の提出もやはり考えていくべきだというふうに私は思っておりますので、執行部ともいろいろと連携をとりながらやりたいと思いますけど、部長、何か意見があれば。

○徳永環境森林部長 県としても、これの継続に向けて、知事を先頭に要望してまいりたいと思いますので、議会のほうも後押しをお願いしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○内村委員長 よろしいですか。

○前屋敷委員 よろしく申し上げます。

最初のときの御説明で、新たな体制というこ

とで温暖化・新エネルギー対策担当というところが新たにできたということなのですが、この新エネルギーっていうのは自然エネルギー全体を統括するというふうに受けとめてるんですが、バイオマスであったり、太陽光であったり、小水力であったりということで、私は以前から統括した部門が必要だと、それぞれ縦割りの感じでエネルギー全体がなかなか統括できなかったということもあって、1カ所で、いろいろ施策も含めて広げられるような部門が必要じゃないかと言ってきたんですけど、そういう役割もここで果たせるというふうに考えてもいいんですか。

○川添環境森林課長 前屋敷委員、今おっしゃるとおりなんですけども、新エネルギービジョンを平成24年度につくり直しまして、それを進めるために、ある意味、全てのエネルギーを網羅してるっていうことになる、原発等はまた違う部門でやることになりまして、委員がおっしゃった再生可能エネルギーの中の新エネルギー、法律上は10種類ってのは決まっていますけども、その10種類については我々のほうで統一的に展開していきたいというふうに考えております。

○前屋敷委員 よろしくお願ひします。

○内村委員長 よろしいですか。

○蓬原委員 その再生エネルギーについてですが、農地転用の問題がいろいろあって、——きょうはこの議論はしません。しませんが、こっちは農地法の縛りがあって、農業委員会が目光らせてますので、全て目の届くところでの設置になると思うんですが、この森林が、余りそういう転用がどうかという縛りが農地法に比べるとかなり緩いので、私は再生エネルギーの推進論者なんですけれども、そこが開発されて、つ

くときになって、一般の人はそこに太陽光がつくんだと知るといようなことがあるんです。私は推進すべしと思いつつも、山林が誰も知らないところで大規模に伐採されて開発されて、森林法で1万平米とかそういう縛りはありましたけれども、逆に言うと、それがまたいろんな濁水が出たりとか、そのあたり処理がちゃんとされなくて洪水の原因になるとか、こちらのほうの縛りというのは意外と盲点ではなかったのかなってちょっと心配してる部分があるんですが。そのあたりの森林地域に設置される太陽光発電に限って言えば、そのあたりのところについての皆さんの監視というのか指導といいますか、届け出等の状況というのはしっかりつかんでおられるもんですか。

○川添環境森林課長 蓬原委員おっしゃるとおり、導入ばかりではいけないという形で、森林法も農地法も、あと自然公園法とか、いろんな法律をクリアしないといけない問題があるということで、早めに関係部局、関係担当を集めて、そういう情報交換して、自然との調和——今、委員おっしゃったのは山林のほうですけど、そういう調和を図りながら情報を密にしながら進めていこうというふうに今考えておりますので、先ほど言いましたように、ある程度調和をとりながら進めていくべきだというふうに私も思っております。

○蓬原委員 進むべきだということと、前の議会でもあったんだけど、経産省が許可をおろしたけどもなかなか設置にかからないと、安くなるのを待つんだと、あるいは権利転売があったりということ、県としてはどの程度把握されておられるんですかという話になると、実は全ては経産省のほうからお知らせいただけてないのでつかんでないんだという話を聞いて、それ

はちょっとおかしいんじゃないかという議論をしたこともあったんですけども。そういう状況の中で森林地域に無秩序に、いろんな及ぼす害等を除去して、とにかく早くつけてしまおうということについてしまうのも、いろんなところで後で問題が出なければいいがなという懸念をしまして、そこあたりについては、いろいろ御検討をいただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。

あと一つ。17ページの緑の青年就業準備支援事業、これはこれで非常にいい事業だと思うんですが、前もある委員会でお話ししましたが、去年、林業の作業で五、六名の方がお亡くなりになってました。かなりの数だなと思ってびっくりして、委員長報告の中でもちゃんと安全の講習等やるよというふうなお願いをしたと思うんですが。こっちでは5名の応募があって、去年1年間でこれ以上の人たちが林業の作業で、事故で亡くなっている現実があるわけですね。だから、この就業者の占める事故の割合は大変大きいんじゃないかと思いましたが、林業者に話を聞いてみると、何かそういう安全講習があったやに聞いてます。その後、もう既に4月末になります。緊急的に何かそういう安全講習みたいなものが林業者に対して行われたもんですか。どういうふうなことをやられたのか、ちょっとお聞かせください。

○福満山村・木材振興課長 委員御指摘のとおり、当県の林業者の労災、死亡による重大事故というのがかなり多うございまして、25年でも6人の方のとうい命が亡くなっております。そして、ことしに入って立て続けに2名の方が亡くなるというような非常に厳しい状況が続いたということで、宮崎労働局と連携いたしまして、2月、3月に、県内4地区で緊急の林業死

亡災害防止大会というものを実施しております。総勢285名の方に参加いただいて、こういった労働災害防止について皆さんに呼びかけたというふうなことでございます。

そして、定型的には安全衛生指導員というのが県内に9名おられます。出先の職員も含めてですけれども、現場の巡回とかいうのを77カ所、387名を対象に25年も実施したというふうな状況の中でそういったところがあったので、この防止大会というのを緊急にやったということでございます。

ただ、新聞報道等であったように、一昨日、また一人の命が亡くなられたということで、今後、また労働局とも連携しながら、また県知事としても呼びかけを強くしていきたいというふうに思っております。

○蓬原委員 目指すはゼロだと思いますから、労災ゼロですよ。だから、この意識の徹底というのをやらないと、やはり就業者というのもおのずと敬遠していくでしょうから、さらに徹底して安全教育というか講習というか、やっていただきますようお願いをしておきたいと思えます。

○内村委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○井上委員 今、蓬原委員が最初に言われたことについては私も同意見なので、ぜひそこらは押さえておいていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。初回なので、きょうはちょっと中身までは言いませんが。

だから、循環型の社会をどうやってつくり上げていくのか、そして一方では、雇用ということと地域で暮らせるということとかをしっかりとつくり上げていけるような形にしないと、何度も私は本会議等でも注文つけさせていただき

ましたが、やっぱり循環型で新エネルギーのところも考えていけるようにしていかないと、単発的にメガソーラーをただ広げれば良いということにはならないと、私自身はそういうふうな考え方を持っていますので。これから、木質バイオマスも含めてですけれども議論させていただきますが、やっぱりそのあたりはしっかりとした環境森林部としてのシミュレーションみたいなのが書いていないと、ただ単発的に2年だけ、予算だけつけてこうするんだとかだけでは、先々、本当に山が守れるのかという問題点があると思いますので、次回からの委員会ですることについては議論させていただきたいと思いますが、私のほうも要望しておきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○内村委員長 ほかにありませんか。いいですか。時間がですね。(発言する者あり)

では、以上をもって環境森林部を終わります。執行部の皆様には、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時3分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が、新たに環境農林水産委員会に選任されたところでございます。私は委員長の、都城市選出の内村仁子と申します。

一言御挨拶申し上げます。

農政水産部の皆さんには、今、いろんな問題、大変な時期に来ていると思います。大変皆様には御苦労いただいておりますが、これからも県の農政関係、水産関係が発展していきますように、

私どもも努力してまいります、皆様とも一緒に協議しながら勉強をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次に委員を紹介いたします。

まず、私の隣が宮崎市選出の清山副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

北諸県郡選出の蓬原委員でございます。

小林市・西諸県郡選出の丸山委員でございます。

続きまして、向かって右側ですが、宮崎市選出の井上委員でございます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

宮崎市選出の前屋敷委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の大山主査でございます。

副書記の松本主査でございます。

次に、農政水産部長の挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○緒方農政水産部長 農政水産部長の緒方文彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

農水産業を取り巻く環境は、もう御案内のとおり、大変厳しいものがございましてけれども、農政水産部一丸となって全力で本県の農水産業、それから農漁村の発展のために取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、座って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

本年度の農政水産部の幹部職員を紹介させて

いただきます。

なお、課長補佐等につきましては、時間の関係もございますので、紹介を省略させていただきます。

それでは、まず、総括次長の興梶正明でございます。

農政担当次長の郡司行敏でございます。

水産担当次長の山田卓郎でございます。

畜産新生推進局長の中田哲朗でございます。

部参事兼農政企画課長の向畑公俊でございます。

ブランド・流通対策室長の甲斐典男でございます。

地域農業推進課長の久津浩でございます。

連携推進室長の戎井靖貴でございます。

営農支援課長の後藤俊一でございます。

食の消費・安全推進室長の和田括伸でございます。

農産園芸課長の日高正裕でございます。

農村計画課長の原守利でございます。

畑かん営農推進室長の甲斐康真でございます。

農村整備課長の河野善充でございます。

水産政策課長の成原淳一でございます。

漁業・資源管理室長の田原健でございます。

漁村振興課長の日向寺二郎でございます。

農業改良対策監の児玉良一でございます。

漁港整備対策監の川越克彦でございます。

畜産振興課長の坊藪正恒でございます。

家畜防疫対策課長の久保田和弘でございます。

工事検査監の竹下裕一郎でございます。

総合農業試験場長の井上裕一でございます。

県立農業大学校長の山内年でございます。

水産試験場長の神田美喜夫でございます。

部参事兼畜産試験場長の西元俊文でございます。

以上でございます。

次に、資料の4ページに農政水産部の執行体制図を記載しております。

農政水産部には、農政企画課を含む8課、それから畜産新生推進局の畜産振興課と家畜防疫対策課の2課に各課の課内室を加えました10課5室で構成をされております。

今年度の組織見直しといたしましては、水産業における昨今の課題解決のために、水産試験場における試験研究業務の統合や合理化を行いました。小林分場も内水面支場としたところでございます。

続きまして、資料の5ページをごらんいただきたいと思いますが、5ページから7ページにかけて、農政水産部内各課の分掌事務を掲載しておりますが、これは後ほどごらんいただきたいと存じます。

では、資料の8ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度農政水産部予算編成の基本的な考え方について記載をいたしております。

1の本県の農水産業の現状等の(2)でございますけれども、ここにありますように、本県農水産業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化の進展など構造的な問題に加えまして、燃油価格あるいは配合飼料価格の高騰など、大変厳しい状況が続いております。

その中にありまして国におきましては、2の国の新たな農業・農村施策の実施にありますように、農林水産業・地域の活力創造プランを取りまとめまして、農地中間管理機構の創設、それから米政策の見直しなどの産業政策と日本型直接支払制度などの地域政策を車の両輪とする攻めの農林水産業に向けた施策を進めることといたしております。

これを踏まえまして、本県におきましては、3に農政水産部における当初予算の基本的な考え方に記載しておりますが、国の施策を地域の実情に合わせて有効に活用できるよう取り組んでまいりますとともに、本県農水産業の新たな成長産業化を強力に進めることといたしております。

そのためには、(2)に示しておりますように、前段のほうの意欲ある担い手の育成・強化と、後段に書いておりますフードビジネスを支える力強い生産体制の構築が極めて重要であると考えております。そういうことで、地域農業を牽引していく経営体の育成に向けた取り組みを強化いたしますとともに、実需者ニーズに的確に対応した生産体制の確立や、新たな流通販売ルートの開拓などへの取り組みも重点的に実施してまいりますこととしております。

さらに、(3)にありますように、農水産業生産の基礎となる安全・安心な食料生産の強化に取り組めますとともに、農業・農村整備事業や漁港・漁場整備事業などの基盤整備につきましても積極的に推進することとしております。

このような基本的な考え方に基つきまして、9ページに重点取組として表にまとめたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の10ページをごらんいただきたいと思います。平成26年度の農政水産部歳出予算の課別概要についてでございます。

農政水産部の平成26年度当初予算につきましては、表の上段のほうに記載をしておりますが、一般会計で411億2,634万1,000円、対前年当初予算比で109.4%、特別会計で3億6,566万7,000円、同じく110.9%、農政水産部合計では414億9,200万8,000円、対前年当初予算比で109.4%となっ

ております。

予算の執行に当たりましては、各種事業の早期着手に取り組みまして、また十分な進行管理を行いますとともに、効率的な事業の推進を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、右側のページに記載しております平成26年度農政水産部予算の主な重点事業等についてでございます。

資料の12ページから15ページに、当初予算の新規・重点事業等を体系的に整理をいたしております。本日は、網かけをしております21の事業について説明資料を掲載しておりますけれども、特に線で囲っております10の事業につきまして、後ほど関係課・室長から説明させていただきます。

最後に、その他の報告事項についてであります。資料の58ページをおめくりいただきしたいと思います。この日豪EPA交渉の大筋合意についてを含み5件につきまして、それぞれ担当課長より御説明をいたしますが、特に豚流行性下痢(PED)でございますけれども、これにつきましては県内での発生がとまりませんで、また、出してはならない畜産試験場の川南支場でも発生をいたしました。これにつきまして、大変申しわけなく、おわびを申し上げたいと思います。現在、宮崎大学と感染経路等につきまして調査をしておりますけれども、今後の防疫対策に役立てるためにもしっかりと調査を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○向畑農政企画課長 それでは、資料の16ページをお開きください。産地経営体モデル育成事業でございます。

1番の目的にありますように、農業人口が減少し続ける中、生産力の維持と農業所得の向上

を図るためには、産地単位での営農の維持・拡大や経営の強化が重要となっております。

17ページをごらんください。

また、国のほうでも、先ほど部長が御説明申し上げましたように、農業・農村政策の転換ということで農地中間管理機構、新たな米政策、日本型直接支払制度、こういった動きが出ておりまして、この表の下のほうにもございますけれども、改革推進の核となる担い手像の明確化・育成が急務となっております。

そういったことから、本県においては、ちょうどこの17ページの真ん中にございますけれども産地経営体ということで、法人経営体を中心とした農業法人グループや集落営農組織、品目別のJAの部会、そういったところを産地改革の原動力となる産地経営体に発展させることを目指しまして、本年度は県内各地域でモデル的に取り組むこととしております。

下のほうの地域段階の推進体制にございます。県内13の地域担い手育成協議会ごとに意欲のある産地をモデル的に選定いたしまして、先ほど申しましたいろんな国の事業等々も勘案しながら、地域段階での推進体制や多様な産地に応じた支援方法を確立いたしまして、今後の全県的な産地力の強化につなげていくということとしております。

16ページの2の事業の概要にございます。予算は1,000万と、事業期間は26年度となっております。

私のほうからは以上でございます。

○戎井連携推進室長 連携推進室でございます。

資料20、21ページの農地中間管理機構支援事業をごらんください。

農地中間管理機構の仕組みは、御案内のとおり、国における我が国農業の構造改革を加速化

させる仕組みとしてスタートしたものでございます。21ページのフロー図にあるとおり、この仕組みは、地域内の話し合いにより、受け手となる担い手を明確化した上で、機構が農地を一旦借り受け、必要に応じ基盤整備を実施した上で担い手に集積していく仕組みであり、これを活用して本県農業の構造改革を推進してまいります。

20ページに戻りますが、このための県予算として14億円強を措置しております。地域での業務は市町村等に委託することになりますが、国県の負担で行いまして、市町村等の財政負担は伴いません。本県では多岐にわたる生産品目、中山間地域など、難しい課題がございますので、本年度は市町村単位でモデル地区をつくっていただいて課題検証するとともに、事業のよさを周知しながら次のステップにつなげていきたいと思っております。市町村等からさまざまな御意見が出てくることと思っておりますので、真摯に受けとめまして、国にも要望しながら、県内協力して、宮崎らしい方法を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○和田食の消費・安全推進室長 営農支援課食の消費・安全推進室でございます。私のほうから、営農支援課の新規・重点事業について御説明いたします。

お手元の資料、22ページをお開きください。新規事業「産地から食卓までをつなぐ食の安全・安心確保推進事業」についてでございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、食品製造・販売業者や消費者などの県民の食の安全・安心に向けた意識の気運向上や普及啓発を推進するとともに、食品表示の監視・指導を強化することによりまして、生産から流通・消

費までの食の安全・安心を確保することを目的としております。

次に、事業内容でございますが、23ページのフロー図の具体的な展開のところをごらんください。

まず、中ほどでございますが、①の食の安全・安心に向けた県民意識の気運向上推進事業でございます。現行の宮崎県食の安全・安心基本方針、これを強化する形で、仮称でございますが、食の安全・安心推進条例を制定したいと考えております。また、生産者や農産物直売所等を対象に、JAS法や食品衛生法等に関する食品表示講座や個別相談会を計画的に開催することとしております。

次に、②食品表示監視・指導強化事業でございます。小売店舗等における食品表示状況の個別巡回調査・指導を実施するとともに、県民からの相談・情報の受け付けを行う食品表示110番を設置・運営いたします。これらの取り組みによりまして、下のほうでございますが、消費者から信頼されるフードビジネスの基盤づくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、予算額は157万9,000円を計上してございまして、事業期間は平成26年度から28年度までの3カ年でございます。

私のほうからは以上でございます。

○日高農産園芸課長 農産園芸課でございます。

26ページをお開きいただきたいと思います。県産加工用米供給拡大支援事業でございます。

この事業は、1の目的等に掲げてございまして、本県焼酎業界におきまして確実な需要が見込まれる加工用米につきまして、多収性の品種の導入であったり低コスト化などの取り組みを進めることによりまして、安定的な供給体制づくりを進めていこうというものでござい

ます。それを進めることによりまして、水田を活用した農業所得の確保というものを図っていきたいというふうに考えてございます。

具体的には、その下の(5)の事業内容でございますけれども、加工用米の安定生産対策事業といたしまして、多収性品種の種子の確保であったり、低コスト技術の確立に資するような取り組みと、展示圃の設置等をこの中で実施していきたいというふうに考えてございます。

また、地域の行います加工用米の作付の推進のための支援ということで、②に掲げてありますような計画策定であったりという支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、③にございますように、高効率の生産システム確立支援ということで、多収性品種であったり、低コスト栽培技術に対応した高性能な機械の導入等の支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

これらを実施するに当たりまして、上のほうに戻りますけれども、予算額1,986万7,000円でございます。実施期間は26年から28年の3カ年というふうに考えてございます。

以上でございます。

○甲斐畑かん営農推進室長 畑かん営農推進室でございます。

34ページをごらんください。攻めの畑かん営農推進事業についてであります。

1の事業の目的にありますように、国営かんがい排水事業の関連事業地区の計画策定とあわせて、農地集積計画等を作成するための話し合い活動を支援するとともに、畑地かんがいを活用した収益性の高い営農技術の確立と普及体制の強化を図り、担い手への農地集積の促進と畑かん営農の普及拡大を図るものであります。

2の事業の概要でございますが、(1)の予算

額は2,049万2,000円、(5)の事業内容としましては、②の畑かん営農技術試験ほ場の設置により、新たな輪作体系の確立などに向けた検証、③では担い手への農地集積促進を図るための話し合い活動への支援、⑤では散水作業の効率化の推進を図るため、自走式散水機の実証などに取り組んでまいります。

私のほうからは以上でございます。

○河野農村整備課長 農村整備課です。

委員会資料の36ページをお開きください。多面的機能支払制度であります。

本制度は、日本型直接支払制度のうちの一つの制度として創設されたものであり、1の目的・背景にありますように、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮とともに、担い手の規模拡大と構造改革を後押しするため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源の質的向上を図る活動を支援するものであります。

右側の37ページにありますように、農地維持支払と資源向上支払からなり、特に農地維持支払は、農地のり面の草刈りなどの地域資源の基礎的保全活動を対象とし、農業者のみの活動組織でも取り組みやすい制度となっております。

36ページに戻っていただきまして、2の事業の概要にありますように、予算額は2億8,357万1,000円、事業期間は平成30年度までであります。

説明は以上であります。

○成原水産政策課長 水産政策課でございます。

委員会資料の42ページをお開きください。宮崎のさかなビジネス強化・拡大推進事業について御説明いたします。

1の事業の目的・背景がございますように、漁業者の収益性向上や本県水産物の付加価値向上を図るため、その体制づくりとマーケットイ

ンによる商品づくり等を推進するものでございます。

具体的には、2の事業概要の(5)の事業内容でございますように、①の新しい水産物販売体制構築事業においては、県域的な漁協系統販売組織づくりや市場の統廃合に向けた取り組みを支援いたしますとともに、6次産業化ネットワークの構築を進めます。

また、②の戦略的商品づくり推進事業においては、新たに設置する水産物マーケティング戦略会議の運営により、効果的な商品情報の提供、商品づくりなどを支援してまいります。

上のほうの記載でございますが、予算額は1,547万6,000円、事業期間は今年度からの3カ年でございます。

水産政策課は以上でございます。

○日向寺漁村振興課長 漁村振興課でございます。

お手元の常任委員会資料の48ページ、49ページをお開きください。水産基盤（漁港・漁場）整備事業でございます。

右側の49ページで御説明をさせていただきます。

まず、左側の漁港整備ですが、白丸の4つの体系により整備を進めてまいります。

まず、1つ目の静穏度の確保と災害に強い基盤整備において、水産物の安定供給や漁業者の作業環境の向上、それから台風や地震・津波災害等の被害軽減などのために、防波堤や岸壁等の整備を行うほか、2つ目の丸、計画的かつ適切な老朽化対策におきまして、老朽化施設の長寿命化や更新コストの平準化・縮減を図るために、漁港施設の機能保全工事を実施いたします。また、3つ目の丸、漁船及び就労作業の安全確保対策におきましては、防風柵等の整備を行い

ます。また、4つ目の丸、快適な漁村環境の保全・整備におきましては、快適で潤いのある漁村空間の形成のために、緑地広場等の整備を行います。

続きまして、右側の漁場整備についてでございますが、1つ目の魚礁漁場の効果的な整備におきましては、安定的な漁獲や燃油等の操業に係るコスト削減を図るため、浮き魚礁の整備を行うほか、2つ目の丸、漁場の基礎生産力の向上におきましては、好適な餌環境を創出し、資源の増大を図るため、マウンド型魚礁の整備などを行うこととしております。

これらを実施することにより、水産資源の適切な利用管理や漁港機能の強化と漁村の活性化につなげてまいります。

漁村振興課は以上でございます。

○坊菌畜産振興課長 畜産振興課でございます。

委員会資料の50ページをお開きください。新規事業「全国和牛能力共進会「3連覇」対策事業」についてでございます。

初めに、右の図を見ていただきたいんですが、平成29年に宮城県で開催されます第11回全国和牛能力共進会は、震災からの復興で全国からも注目されますとともに、関東の食肉バイヤーからも注目される大会でございます。本県が、ここで3連覇を達成することは、宮崎牛の日本一ブランドを確固たるものにするためにも大変重要なことでもありますけども、出品する牛の父牛には年齢制限がございまして、本県では口蹄疫以降の新規種雄牛が対象になりますことから、出品牛の選考は前回以上に不利な条件となっております。このため、生産者や関係団体が一丸となったオールみやざきでの出品対策を強力に押し進める必要がございます。

左の50ページに戻っていただきまして、2の

事業概要でございます。

予算額は1,509万3,000円でございます。事業期間が今年度から29年度までの4年間でございます。県と第11回全国和牛能力共進会宮崎県推進協議会が中心になりまして、出品候補牛の作出等の関連事業を行ってまいります。

畜産課からは以上でございます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

委員会資料の56ページをお開きください。口蹄疫埋却地再生活用対策事業についてでございます。

1の事業の目的・背景であります。口蹄疫の埋却地を農地等として再生活用を図るため、石れき除去や整地等の整備を行いますとともに、土壌分析等に基づく営農指導や環境等への影響対策を実施するものであります。

2の事業概要でありますけど、予算額としましては4億4,000万6,000円、財源は国庫と宮崎県口蹄疫復興対策基金であります。事業期間は、平成25年から27年までの3年間としております。

3の事業効果にありますとおり、平成26年度は全体の3割に当たります28ヘクタール程度の再生整備を予定しており、土地所有者の意向を十分踏まえまして、円滑な整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、平成25年度の整備状況等につきましては、後ほど、その他報告事項で御説明させていただきます。

家畜防疫対策課からは以上であります。

○向畑農政企画課長 それでは、その他の報告事項で、58ページをごらんください。

日豪EPA交渉の大筋合意について御説明申し上げます。今月7日に日豪EPA交渉は大筋合意に至ったところでございますが、主な合意

内容について御説明申し上げます。

58ページのほうにございますように、米などにつきましては関税撤廃等の対象から除外された一方、豚肉、鶏肉、牛肉は関税引き下げとなっております。

豚肉は、2の真ん中にありますが、今回の合意により、基準輸入価格より高い豚肉に対して税率を2.2%に引き下げる優遇枠を初年度5,600トン設定し、5年かけて、この枠を1万4,000トンまで拡大することとなっております。これまでに、この枠に該当する豚肉の輸入実績はほとんどないようですが、今後の推移を注意深く見ていく必要がございます。

次に、鶏肉につきましては、初年度40トン、10年後には200トンの範囲で関税を引き下げることとされましたが、これまでオーストラリアからの輸入実績はございません。

最後に牛肉です。2つの表がございます、①が冷凍牛肉でございますが、グラフの左側に輸入実績を示しておりますように、これまで38.5%の関税のもと、年間約20万トンが輸入されております。この関税が、18年かけて約半分の19.5%まで削減されることとなっております。下のほうですが、②の冷蔵牛肉につきましても、年間約15万トンが輸入されておりますが、この関税についても、15年かけて現在の約6割、23.5%まで削減されることとなっております。

なお、この冷凍・冷蔵いずれにつきましても、現在の輸入量と同程度のセーフガードが設定されております。これは、枠内を超えるものにつきましても、これまでどおり38.5%の関税がかかるということになっております。

59ページをごらんください。

本県への影響でございますが、若干見にくいと思えますけれども、(1)の品質・価格につい

てでございますけれども、点線で囲っているところがオーストラリアの肉でございます。白枠が日本になっておりまして、実線のほうがアメリカとなっております。これを見ますと、オーストラリア牛と品質が重なるのは交雑種や乳用種になりますが、今後輸入が拡大いたしまして安い価格帯の牛肉の消費量がふえますと、和牛を含め、肉用牛全体への影響も懸念されるところでございます。

次に、(2)をごらんください。真ん中ですが、本県の交雑種の約半分、肉用牛のほぼ全てが2等級となっております。この部分がオーストラリア牛と直接競合する可能性があると考えております。

最後に、(3)の県内の飼養状況でございますけれども、本県には交雑種と肉用牛の肥育農家が270戸おりまして、全体の飼養頭数の約4分の1、23%に当たる2万6,000頭が飼養されております。関税引き下げに伴う畜産への影響につきましては、まだまだ不透明な点も多く、今後とも国等とも協議をしながら検証を進めていくこととしておりますけれども、県としましては、昨年3月に策定いたしました畜産新生プランに基づき、さらなる差別化としっかりした販売先の確保を図りますとともに、生産コストの低減対策を講じていくこととしております。

農政企画課からは以上でございます。

○坊菌畜産振興課長 畜産振興課でございます。

委員会資料の64ページをお開きください。口蹄疫終息後の県内家畜飼養頭数の状況等についてでございます。

これまで報告しておりました口蹄疫終息後の畜産農家の経営再開状況につきましては、高齢化の進行や配合飼料価格の高どまりなど、畜産を取り巻く環境が厳しさを増す中で、これから

大きく伸びることは見込めないのではないかと考えているところでございます。

また、県では、昨年3月に策定しました畜産新生プランに基づきまして、生産性の向上等の取り組みにより、県全体の飼養頭数の確保を図っているところでありまして、その進行管理をしっかりを行うことが重要であろうということから、今年度から、経営再開状況ではなく、県全体の飼養頭数を取りまとめて報告することといたしました。

1の口蹄疫発生前後の県内家畜飼養頭数の状況についてでございます。口蹄疫発生前を基準とした回復状況は、表の一番右にありますとおり、平成26年2月1日現在で、牛で86%、それから豚で92%、全体では発生前の90%となっております。

次に、下の2の表でございますが、県全体及び口蹄疫の被害の大きかった西都・児湯地域の平成25年度と、それから平成26年度の飼養頭数の比較を出してございます。表を見ていただきますと、左のほうの県全体では、ほぼ横ばいとなっておりますけれども、右側の表の西都・児湯地域につきましては、一番右下にありますとおり、牛と豚の合計で109%となっております。

西都・児湯地域の増加につきましては、導入が進んでいることに加えまして、例えば養豚ではオーエスキー病やPRRSのない清浄地域づくりが進められたことにより、子豚の事故率の低下や母豚の繁殖成績の向上など、いわゆる生産性の向上が図られたことが一つの要因と考えております。

県といたしましては、今後とも、口蹄疫からの再生・復興に丁寧に取り組ましますとともに、県全体の畜産農家が経営を維持・発展できるよ

う、生産性の向上等の取り組みをしっかりと努めてまいりたいと考えております。

畜産振興課からは以上でございます。

○久保田家畜防疫対策課長 家畜防疫対策課でございます。

委員会資料の65ページをお開きください。まず、豚流行性下痢(PED)の発生状況等についてであります。

1の全国の発生状況にございますが、昨年10月、国内では7年ぶりに沖縄県で発生が確認されまして以降、全国的に発生が拡大し、4月21日現在で33道県の364農場で発生が確認されております。

次に、2の県内の発生状況でございますが、昨年の12月、県内では17年ぶりになります。串間市での発生が確認されて以降、8市3町、69農場で発生が確認されております。下の米印に記載しておりますが、4月15日現在、36農場では沈静化の状況にあります。

次に、66ページをお開きください。

参考といたしまして、上段に発生農場数の推移を示しております。1月中旬から2月中旬にかけて、都城地域において発生が拡大し、その後、一旦沈静化の兆しが見えたところではありますが、3月中旬以降には県内の各地域で、散発的ではありますが、継続して発生が見られている状況であります。

次に、3の県の対策についてであります。

(1)まん延防止対策としましては、発生当初から家畜防疫情報メールや啓発チラシ等で発生情報の伝達や注意喚起を継続して実施しております。

なお、家畜防疫情報メールでの発生農場の情報につきましては、従来、旧市町村単位での公表としておりましたが、4月以降は発生農場の

了解を得ながら、より詳細な位置情報を提供しているところでございます。

また、消毒ポイントにつきましては、市町村自衛防疫推進協議会が運営する自主消毒ポイントと連携して、2月12日以降、主要幹線道路に県営消毒ポイントを設置しております。現在6カ所で畜産関係車両の消毒を行っているところでございます。

さらに、黒丸で記載しておりますが、ワクチンにつきましては供給量の不足という課題がございましたが、今年3日には県議会とともに国への緊急要請を行い、全国で、去年の2倍に相当する約200万回分の量が確保されることとなりました。今後、ワクチンの計画的な接種や適切な接種方法について啓発、指導を行うこととしております。

(2)の農場防疫体制の強化としましては、家畜保健所による蔓延防止対策の指導や養豚農場等への県有動力噴霧機の配置、さらに病原体侵入防止対策自己チェックシートによる農場防疫体制の検証や電話による直接指導を行っているところでございます。

(3)の発生農場への経営支援対策といたしましては、発生農場での経営への影響緩和措置として、低利の制度資金での対応に加えまして、農業改良普及センターに設置しております総合相談窓口において、養豚農家の経営等に関する相談にしっかり対応していくこととともに、現在実施しております被害農家への影響等の調査の結果を受けまして、県、政策金融公庫、関係団体等で構成する経営指導チームを編成いたしまして、発生の多い地域での出前相談会の開催も計画しているところでございます。

最後に、一番下になりますけど、(4)の疫学調査の実施についてであります。発生農場へ

の聞き取りによる基本的な情報の収集や疫学情報の整理を進めております。

なお、今年8日には県畜産試験場川南支場において発生が確認されました。農家を指導する立場である県の施設において発生したことは、家畜防疫対策課としても重く受けとめてるところであります。現在、宮崎大学と共同で、抗体検査等も含めたウイルスの侵入要因の検証を進めているところでもあります。その検証結果が出ましたら、本県の防疫対策に生かしてまいりたいと考えております。

次の67ページには、県営消毒ポイント6カ所と地域の自主ポイント11カ所の配置図を参考としてお示ししておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

豚流行性下痢(PED)の発生状況については以上であります。

続きまして、委員会資料68ページをお開きください。高病原性鳥インフルエンザへの対等状況等についてであります。

まず、1の熊本県及び国からの情報についてであります。

4月13日に熊本県球磨郡多良木町の養鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、同郡の相良村の関連農場というのがございますけど、そことあわせて、翌14日までに約11万2,000羽の殺処分が行われております。4月の15日火曜日には、その11万2,000羽の殺処分と埋却までが終了しております。それで、翌16日には、この2農場の防疫措置が完了しております。

なお、4月17日には、今回発生のウイルスがH5N8亜型ということが判明し、これは、現在、ことし1月以降、韓国で発生しているウイルスと同型のものでございます。

次に、2の本県の対応についてであります、
(1) 防疫体制の強化といたしまして、熊本県での発生が確認された4月13日には、県の対策本部会議を開催するとともに、養鶏関係団体、市町村など、約100名を集めた緊急防疫対策会議を開催し、防疫体制の強化を図ったところでございます。

次に、(2) のまん延防止対策としましては、本県での発生を防止するため、異常家禽の早期通報につままして、各系列会社や市町村を通じて再度徹底を図りますとともに、県内の全ての養鶏農場に対し、異常家禽の有無、早期通報や野鳥等の侵入防止等について、家畜保健所から直接指導を行ったところでございます。

なお、現在のところ、県内の養鶏農場から異常の届け出は寄せられておりません。

また、熊本県との県境の国道3カ所に、新たに県営消毒ポイントを設置しております。24時間体制で一般車両及び養鶏関係車両の消毒を行うとともに、先ほど出てまいりましたけど、これまでPEDの消毒ポイントとして設置しておりました県内の6カ所につまましても、養鶏関係車両も対象として消毒するように対応しております。

次に、69ページには、熊本県の17カ所の消毒ポイントと本県の3カ所の消毒ポイント等の配置図を載せております。また、70ページには、熊本県の消毒ポイントの一覧表を載せております。参考までに、後ほどごらんいただければと思います。

高病原性鳥インフルエンザの対応状況等については以上であります。

続きますして、委員会資料の71ページをお開きください。

口蹄疫埋却地の再生整備状況についてであり

ます。

まず、1の全体計画についてであります。

平成22年の口蹄疫の発生により、殺処分された約29万8,000頭の家畜を、5市7町の268カ所、97.5ヘクタールに埋却しております。このうち、整備希望のあった223カ所、約82ヘクタールについて、土地所有者の意向等を踏まえまして、昨年度から平成27年までの3カ年で農地等として再生整備を行っております。

なお、市町村別の整備箇所につまましては、表にお示ししたとおりであります。

次に、2の平成25年度の整備状況についてあります、初年度の25年度につまましては、ほぼ順調に整備が進みまして、3カ年全体計画の223カ所、約82ヘクタールのうち、箇所数では6割に当たります134カ所、面積では5割となります約41ヘクタールの整備が完了しております。

また、市町村別の整備完了箇所は表にお示ししたとおりであります、ちょっと字が小さうございますけど表の下の米の1にありますとおり、整備箇所134カ所の利用につまましては、69カ所で飼料作物、39カ所でキャベツ等の園芸作物が順次生産されることとなっております。

最後に、3の今後の計画についてあります、先ほど重点事業の説明でも申し上げましたが、本年度以降、残る89カ所を2カ年で整備する予定でございますが、可能な限り前倒しで、早期の再生整備を進めてまいりたいと考えております。

家畜防疫対策課からは以上です。

○内村委員長 お疲れさまでした。執行部の説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

○緒嶋委員 乳用牛は口蹄疫に遭わなかったわけですかね。乳用牛、乳牛は、口蹄疫は。

○坊菌畜産振興課長 児湯地域には、乳用牛、

酪農家もございまして、処分をされております。

○緒嶋委員 この数字を見ると、64ページ、発生前が乳用牛1万6,000頭になってるわけです。そうすると、また25年度も県全体で1万6,000頭ということは100%だから、これでは乳用牛は減少しとらんかったということになると思うっちゃけど、これはどげなるとか。上の表で、発生前の22年度のときは1万6,000頭、下も25年度は1万6,000頭ということは減少はしとらんというような数字になると思うっちゃけど、これはどげんなると。

○坊菌畜産振興課長 上の表は、平成22年4月に発生をいたしましたので、平成22年2月1日時点の統計数字でございます。1万6,000頭でございます。そして、下の表は、済みません、25年と26年を比較させていただきましたので、25年の統計数字でいきますと1万6,000頭に、県全体としては返ってきてるという状況です。

○緒嶋委員 ここに発生前と書いてあるから、頭数は減っちゃらん、前の数字じゃないと、上の表は。

○坊菌畜産振興課長 説明が、ちょっとまずうございました。

発生前、ですから平成22年の2月1日に調べました頭数でございます。平成22年4月20日に口蹄疫発生いたしましたので、その2カ月前の数字でございますので。

○緒嶋委員 であれば、口蹄疫の影響はなかったわけじゃろ。それが、下の表では1万6,000に、またなってるから、25年度は。数字がどうも理解できんとよ。

○坊菌畜産振興課長 22年2月で1万6,000頭ございまして、それから22年4月で発生をいたしまして、県全体としましては、この上の表の真ん中にございますけども1万3,415頭、84%にま

で1回減少をいたしております。そして、22年の11月以降、また再導入が始まりましたので、児湯地域におきましては、北海道とかいرونなところから、全国から素牛を準備いたしております、導入をいたしまして、早期に乳牛については導入が図られたとこでございます。

結果的に、平成25年の2月1日では1万6,000頭まで、県全体としては返ったんですけども、26年は農家の廃業等もありまして、若干、頭数が減りまして1万5,200というところになってるという状況でございます。

○緒嶋委員 であれば、乳用牛はもとに復帰が早かったということじゃろ。そういうことで理解できる。発生前と発生後が変わらんというのはどういうことかなと思って、それだけ。はい、わかった。

○内村委員長 よろしいでしょうか。では、ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、ないようですので、以上をもって農政水産部を終わります。執行部の皆様にはお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午前11時55分再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

4月16日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項につい

でのみ御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

次に、(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページをお開きください。(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

まず、アの県内調査についてであります。4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、後日、回答する旨等の約束はしないということであり、ます。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着は、できる限り避けるというものであります。

4点目は、特に必要がある場合には、県内調査ではあります。日程及び予算の範囲内で隣

県を調査できるというものであります。

なお、日程等につきましては、表のとおりであります。常任委員会については、県民との意見交換を積極的に行うことや調査テーマや調査先の関係等により、行程上1泊2日での実施が困難な場合を考慮し、2泊3日も可となっております。

次に、イの県外調査についてであります。

節度ある調査を行うために、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着や単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、目を通していただきしたいと思います。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、なしということですので、そのようにさせていただきます。

次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画(案)にありますとおり、県内調査を5月に実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、平成26年度環境農林水産常任委員会県内調査先候補、常任委員会視察の実施状況を配付いたしております。

調査先等につきまして、何か御意見、御要望がありましたらお出しいただきたいと思っております。

また、県外調査につきましても、何か御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

正午休憩

正午再開

○内村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先等については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ほかにないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。どうもお疲れさまでした。

午後 0 時 1 分閉会